

(3) 高等学校教諭の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格		中	別表 8-2
授与を受けようとする免許状 注1		中学校教諭 2 種免許状	<p>注1 授与を受けようとする免許状の教科については、下表を参照すること。</p> <p>注2 最低修得単位数は、高等学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注3 高等学校教諭普通免許状取得後に高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての経験年数3年を要する。 なお、この「経験年数」と「有することが必要な免許状」の免許教科は同じでなければならない。</p> <p>注4 「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。</p> <p>注5 「大学が独自に設定する科目」は取得しようとする学校種、教科に応じた科目を修得する。なお、国語、社会、理科、美術、技術の教科を取得する場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」から取得すべき科目が定められているので、次頁の表を参照すること。</p>
有することが必要な免許状		高等学校教諭普通免許状	
経験年数 注3		3 年 以 上	
最低修得単位数 注2	各教科の指導法に関する科目 注4	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 注	道徳の理論及び指導法に関する科目	
		生徒指導の理論及び方法	全ての事項を含み 2 単 位
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小 計		3	
「大学が独自に設定する科目」 注5		4	
計		9	

※ 中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	授与を受けようとする中学校教諭2種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

注5 中学校の「大学が独自に設定する科目」について

次の表に掲げる教科を取得する場合の「大学が独自に設定する科目」の必要単位数（4単位）については、中別表1（教科）に掲げる「教科に関する専門的事項に関する科目」の法定科目を含めて修得する必要があるため、留意すること。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	授与を受けようとする中学校教諭2種免許状の教科の種類	中学校の「教科に関する専門的事項に関する科目」（中別表1（教科））	
国 語	国 語	書道（書写を中心とする。）	1単位以上
地 理 歴 史	社 会	「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	それぞれの科目について1単位以上
公 民	社 会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。）	それぞれの科目について1単位以上
理 科	理 科	物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	3以上の科目について、それぞれ1単位以上（高等学校教諭免許状（理科）修得時の科目を考慮し、未修得科目が生じないようにすることが望ましい。）
美 術	美 術	工芸	1単位以上
工業又は情報	技 術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 栽培（実習を含む。）	それぞれの科目について1単位以上

注 「教科に関する専門的事項に関する科目」のうち、次のとおり記載されている内容に注意して修得すること。

- (1) 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
※ 修得例…「法律学、政治学」の場合、「」内のいずれか1以上の科目を修得する。
- (2) 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
※ 修得例…日本史・外国史の場合、両方の科目を修得する。
- (3) (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。
※ 修得例…物理学（コンピュータ活用を含む。）の場合、()内の内容を含めて修得する。

(4) 高等学校教諭の経験年数(3年以上)に加えて、中学校の助教諭等の経験年数を利用して、2種免許状を取得する場合

所要資格		中 施行規則第18条の2			
授与を受けようとする免許状		中学校教諭2種免許状			注1 最低修得単位数は、高等学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。
有することが必要な免許状		高等学校教諭普通免許状			
経験年数 注2 (平成28年4月1日以降のものに限る)		0年	1年	2年	注2 高等学校教諭普通免許状取得後に、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部で授与を受けようとする教科を担当した主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職のいずれかの経験年数3年に加えて、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校の中学部における助教諭又は講師の職の経験がある場合、その経験年数に応じて、修得単位数が軽減される。 なお、この「経験年数」と「有することが必要な免許状」の免許教科は同じでなければならない。
各教科の指導法に関する科目 注3		2	1	1	
最低修得単位数	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1	1	
	道徳の理論及び指導法に関する科目 注3	1	1	1	
	生徒指導の理論及び方法	-----	-----	-----	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	1	1	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	-----	-----	-----		
小 計		3	2	2	
中学校の「大学が独自に設定する科目」 注4		4	3	2	
計		9	6	5	

注3 「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

注4 「大学が独自に設定する科目」は取得しようとする学校種、教科に応じた科目を修得する。なお、国語、社会、理科、美術、技術の教科を取得する場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」から取得すべき科目が定められているので、51ページの表を参照すること。